
伊江村新型コロナウイルス感染予防対策基本ガイドライン

第 1 版

2020年12月1日

伊江村新型インフルエンザ等感染症対策本部

伊江村新型コロナウイルス感染予防対策基本ガイドライン

新型コロナウイルス感染症対策として、離島における医療体制の確保、離島住民の生命を守ることを考慮したうえで、感染拡大に備えた持続的な感染予防対策の定着を図ることを目的に本ガイドラインを策定する。

伊江村民の健康と安全の確保を基本とするとともに、来島される皆様には安心して伊江村で滞在していただけるよう、各施設が取り組むべき予防対策を明示しております。

関係機関におかれましては、本ガイドラインを周知し、各事業所における従業員の感染防止対策に取り組んで参ります。

村民、事業所、来島される皆様におかれましては、「新しい生活様式」の徹底や「感染拡大予防ガイドライン」を遵守し、経済活動を行っていただくようお願いいたします。

本ガイドラインは、あくまでも業種別の「基本ガイドライン」でありますので、各事業所の実情に合わせて、独自に対策を講じることと致します。

2020年12月1日

【伊江村において基本とする項目】

1 村民における基本的な感染予防対策への取組

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

- 感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保 ②マスク着用 ③手洗い
 - ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - ・会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - ・外出時や屋内でも会話をする時は、マスクを着用する。ただし、夏場は熱中症に注意する。
 - ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。人ごみの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、又はシャワーを浴びる。
 - ・手洗いは丁寧に水と石鹸で洗う。（手指消毒液の使用も可）
 - ・高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う場合は、体調管理を厳重にする。

- 移動に関する感染予防対策
 - ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
 - ・発症した時のため、誰とどこで会ったかをメモする。接触確認アプリ（COCOA、RICCA等）の活用も。

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式の徹底

- ・こまめに手洗い、手指消毒
- ・咳エチケットの徹底（マスク、ハンカチ等）
- ・こまめに換気
- ・身体的距離の確保
- ・3密の回避（密閉、密集、密接）
- ・一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事等、適切な生活習慣の実施
- ・毎朝の体温測定、健康チェック（発熱は風邪症状がある場合は無理せず自宅で療養する）。

2 事業者における基本的な感染予防対策への取組

(1) 事業者及び従業員における基本的な感染対策

- 従業員の就業前の体温測定
- 従業員の手洗い手指消毒の徹底
- 従業員のマスク等の着用
- 入場者に対するマスク着用の周知

(2) 基本的な感染拡大予防対策

- 身体的距離の確保（対従業員・対お客様）
 - ・お客様と従業員、従業員同士及びお客様同士の濃厚接触をできるだけ避けるために、身体的距離をできるだけ2m確保する（最低1m）
 - 確保できない場合は、アクリル板設置等飛沫感染防止の対策を講じる
- 発熱等の症状のある方の入場制限方法
- 定期的な施設内の清掃、消毒の実施
 - ・触れる機会が多い箇所（ドアノブ、扉や窓、階段の手すり、化粧室の扉やレバー等）の消毒を定期的実施、館内の消毒と清掃を強化する
- 換気の徹底
 - ・空調は常時稼働し、出入口の窓を開ける等定期的な換気を行う

- 手指消毒設備の設置
 - ・施設内各所に手指消毒設備を設置し、こまめに補充を行う
- 飛沫による感染防止対策
 - ・身体的距離の確保を基本とする。確保が困難な際は、対面する場所においては透明ビニールカーテンやアクリル板等を設置する
- 接触による感染防止対策
 - ・金銭や商品、資料のやり取りはなるべく接触のないようにする
- その他
 - ・店内（施設内）に体温計を設置し、必要に応じて計測するよう協力を求める
 - ・予約による来店や、混雑時間を避けた来店を推奨する表示を行う

3 自治会（各区）等における基本的な感染予防対策への取組

(1) 各区等行事における対策

各区公民館などの施設の清掃、消毒は定期的に行う。また、行事等への参加者には、マスク着用による来場を周知するとともに、健康状態を確認した上で参加するよう徹底する。基本的な感染症予防対策を講じるとともに、詳細は「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドラインを」に準じて実施する

4 公共施設（観光地含む）における基本的な感染予防対策への取組

(1) 3密（密集、密接、密閉）にならないための対策

- ・人と人との距離を十分に確保する
- ・収容定員の半分程度以内の参加人数にする
- ・時間差を設けるなどの工夫を行う
- ・必要に応じて、入場制限を行う

(2) 施設の消毒等の対策

- ・屋内施設においては定期的に窓を開け換気をする
- ・共有する物品（テーブル、イス等）は定期的に消毒する
- ・高齢者が多く利用する施設等では、各施設での感染予防については、徹底した対応をする
- ・施設内で感染者が発生した場合は、施設利用を一時中止し、保健所の指導のもと施設内の消毒を実施する

(3) 各施設における個別ガイドラインの策定

- ・基本的な感染予防対策を遵守し各施設における個別ガイドラインを策定する

5 感染疑いに関する相談・報告窓口

- | | |
|--------------|--------------|
| ・伊江村立診療所 | 0980-49-2054 |
| ・伊江村役場 医療保健課 | 0980-49-5000 |
| ・北部保健所 | 0980-52-5219 |
| ・沖縄県コールセンター | 098-866-2129 |

発熱等症状が出た場合の対応マニュアル

発熱・咳・強いだるさや息苦しさ等の症状や
いつもと違う体調不良を感じたら・・・

伊江村では、下記の診療所で相談・受診をすることができます。

発熱など上記の症状がある場合は、必ず事前に連絡を入れ、診療所の指示に従って受診してください。

伊江村診療所

住所：伊江村字東江前459番地

☎：0980-49-2054

<受付時間>

午前 8時～11時30分

午後 1時～4時30分

(土日・祝祭日 休診)

救急の場合については、

24時間受付しています。

また、「新型コロナウイルス」感染が疑われる場合は、下記の相談窓口にご相談ください。

●旅行者専用相談センター沖縄（TACO）

☎：098-840-1677 (6:00～23:00 無休)

●新型コロナウイルス感染症電話相談窓口

沖縄県コールセンター (24時間・土日祝日 相談可能)

☎：098-866-2129

●新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）

iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



上記基本ガイドラインを基に、個々の業種、施設等のガイドラインを策定しております。

- 伊江村フェリー新型コロナウイルス感染ガイドライン（公営企業課）
- 一般観光客向け：新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（商工観光課）
- 民家体験泊事業：新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン（商工観光課）
- 伊江村農業従事者受入ガイドライン（農林水産課）
- 伊江村建設工事従事者受入ガイドライン（建設課）
- 伊江村青少年旅行村新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（商工観光課）
- 伊江村農村環境改善センター・中央公民館新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン（教育委員会）

新型コロナウイルス 感染予防対策

マスクの着用



**こまめに手洗い
こまめに消毒**



うがいをしよう



咳エチケットを守ろう



**フェリー乗船時は
1席以上間隔を
空けて座ろう**



**もし体調が悪く感じたら…
伊江村診療所に電話してね！**

☎0980-49-2054
（緊急の場合は24時間受付）

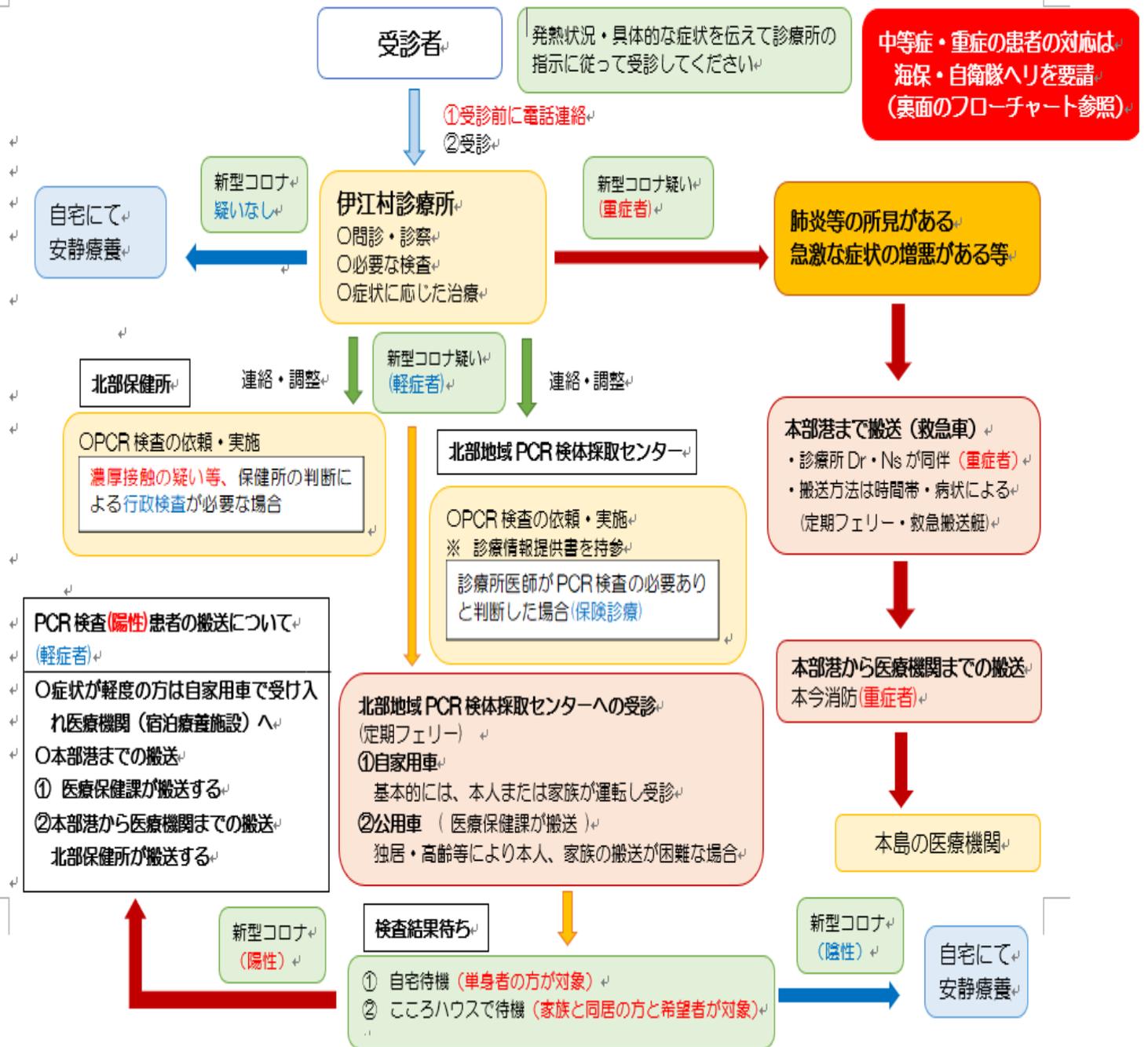
感染予防に
協力してね！



基本的な受診から診療までの流れ

発熱等の症状がある方の受診から検査・療養までの流れ

R2.12月現在



※国、県の動向により検査体制の変更などにより、体制が変わる場合もあります。

附属資料2

各事業所（職場等）における「新型コロナウイルス感染症対策」について

1. 体調不良の職員への対応

職員（従業員）の健康状態を常に確認し、体調不良の職員は自宅療養させてください。

※社内で発熱した場合は、マスクを着用させたくて帰宅させる

※職員に対して自宅待機などを命じた場合、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を取ってください。

○症状が続く場合

次に掲げる場合、コールセンター（098-866-2129）やかかりつけ医にお問い合わせ下さい。

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方（高齢者、基礎疾患のある方等）や妊婦の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・重症化しやすい方以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

2. 職員に感染が確認された場合の対応

感染が確認された職員は感染症法に基づく入院等隔離が必要です。

事業者は、必要に応じて保健所の助言等により、事業所等の消毒を行います。

消毒のほか、家族、顧客への対応など不明な点については、最寄りの保健所へ相談してください。

また、各職場において事前に厚生労働省作成の下記参考資料等を参考に対応ルールを定め職員へ周知願います。

○新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における衛生上の職場の対応ルール例（厚生労働省作成参考資料）

《参考：消毒の方法》

- ・発熱者の執務エリア(机・いす等)の消毒(清拭)を行う
- ・消毒範囲の目安は、発熱者の執務エリアの半径2m程度、トイレ等の使用があった場合は該当エリアの消毒を行う
- ・アルコール消毒液(70%～80%)もしくは次亜塩素酸ナトリウム(0.05%)を用いる
- ・消毒の際は適切な個人保護具(マスク・手袋等)を用いること

3. 退院後の対応

・保健所からアドバイスを受けたうえで、退院後4週間程度は一般的な衛生対策に加え健康観察を行い、飛沫感染を予防するためにマスク着用を義務づけ、体調を確認しながら復帰させます。

・診療に過剰な負担がかかり医療機能が低下することを避けるためにも、復帰する社員が医療機関に「陰性証明や治癒証明」を求めたり、復帰する職員に「陰性証明や治癒証明書」の提出を指示することは控えてください。

4. 職員が濃厚接触者となった場合

・保健所が実施する調査により、職員が濃厚接触者と判断された場合は、保健所の助言に従い感染防止の措置を講じることになります。保健所からは14日間の外出自粛・健康観察が求められます。(PCR検査の結果が、陰性だった場合でも最終接触日から14日間の外出自粛・健康観察が必要です。)

・保健所の要請に加えて、事業者が独自に濃厚接触者に対して自宅待機などを命じる場合には、感染症法、労働基準法、労働安全衛生法や就業規則等に基づいた対応を行います。

新型コロナウイルスの陽性者等が発生した場合における 衛生上の職場の対応ルール（例）

※ この対応ルール（例）は、職場に新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者が発生した場合の対応に当たって参考となるよう、企業の取り組み事例を取りまとめたものです。職場の実態に応じて、ご活用ください。

※ 職場の対応ルールを定めた場合には、事業場の掲示板等に掲示するとともに、メールや社内イントラネット等の複数の媒体で労働者に周知願います。

- 1 労働者が陽性者等であると判明した場合の事業者（社内担当者）への報告に関すること
 - (1) PCR検査を実施することが決定した段階で、速やかに所属長に報告する。また、PCR検査の結果が判明した際には、その結果を速やかに所属長に報告する（結果が陰性であった場合も含む）。
 - (2) 報告を受けた所属長は、事業場の人事担当部門（新型コロナウイルス対策本部や対応窓口が設置されている場合には当該部門）に報告する。
 - (3) 健康情報の取扱は、必要最小限の関係者に限るものとする。
 - ※ 健康情報取扱規程を定めている場合には、その取扱に準じて健康情報の取扱を行う関係者を定めることとする。
- 2 労働者が陽性者等であると判明した場合の保健所との連携に関すること
労働者が陽性者等であると判明した場合には、濃厚接触者の自宅待機などの保健所の指示に従うとともに、保健所による積極的疫学調査が実施される場合に備え、事業場ごとに保健所との窓口となる担当者を決めておく。また、陽性者等の勤務状況や在籍する部署の座席表、フロアの見取図を準備しておく。
- 3 職場の消毒等が必要になった場合の対応に関すること
職場の消毒等については、保健所等より指示がある場合にはその指示に従い、特段の指示が無い場合には、以下の方法によって実施する。
 - (1) 消毒を行う場所
 - ① 陽性者等の執務室
パソコン、タブレット、電話、FAX、コピー機などの電子機器、陽性者等の椅子や机、キャビネット、ドアノブ、照明スイッチ、床面や壁など陽性者等が接触したと考えられる箇所
 - ② 食堂、ロッカールーム、トイレなどの共有スペース
食堂の椅子やテーブル、会議室の椅子やテーブル、ロッカールームのドアノブや照明スイッチ、階段の手すり、トイレの便座など陽性者等が接触したと考えられる箇所
 - (2) 使用する消毒液及び使用方法
陽性者等の周囲の高頻度接触部位などは、消毒用アルコール又は0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等を消毒する。陽性者由来の液体（痰、血液、排泄物など）が付着した箇所の消毒については、消毒用エタノールや0.05~0.5%次亜塩素酸ナトリウムで清拭又は30分間浸漬する。
 - (3) 消毒時に使用する保護具
清掃、消毒を行う者は、手袋、マスク、ゴーグル等の眼を保護するものなどの保護具を着用する。清拭には使い捨てのペーパータオルなどを用いる。また、手袋は滅菌したもので無くても差し支えないが、頑丈で水を通さない材質のものを用いる。
 - (4) 消毒後の手指の衛生
消毒の実施後は、手袋を外した後に流水・石鹸による手洗い、手指消毒用アルコール等による手指の衛生を必ず行う。

R2.5.14版

※各施設・店舗において、実際に作成して頂くガイドラインのイメージです。

新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドライン

企業名 沖縄〇〇株式会社(●●店)
(業種) 飲食店(レストラン)
代表者名 〇〇 〇〇

1. 基本チェックリスト

- 従業員の就業前の体温測定 従業員の手指消毒の徹底
- 従業員のマスクの着用 入店及び施設内の手指の消毒設備の設置
- 入場者に対するマスク着用お願いの周知

2. 基本的な感染拡大予防策

(1) 感染症防止のための入場者整理の方法

① 密にならないための対策

- ・店内が混雑しないよう、必要に応じて入店制限を実施する。
- ・来客が並ぶ場合、2m程度の間隔を空けるよう床にテープを貼り誘導する。
- ② 発熱等の症状のある方の入場制限方法
- ・発熱や咳、頭痛等の症状がある方については、原則として入店をお断りする。

③ その他

- ・店内に体温計を設置し、必要に応じて計測するよう協力を求める。
- ・予約による来店や、混雑時間を避けた来店を推奨する表示を行う。

(2) 対人距離の確保の方法

① 接触感染対策

- ・席は対面にならないよう配置を工夫し隣同士の間隔も可能な限り広くする。
- ・他人と共有する物品は可能な限り少なくし、割り箸やコップ等を常時テーブルに置くことを中止する。

② 飛沫感染対策

- ・カウンターなどで席が対面となる場合、透明ビニールカーテン等で遮蔽する。
- ・料理は原則として大皿での提供は行わず個別に分けて配膳する。

(3) 施設の換気対策

- ・常時、窓は二カ所以上空けておく。

(4) 施設・設備・物品等の消毒対策

- ・複数の人が触れる場所は適宜消毒を行い、テーブル、ドアノブ、タブレット、レジなどの高頻度に接触する箇所は、特に注意して消毒を行う。
- ・店舗全体への消毒は〇日〇回のペースで実施する。

(5) その他基本的な感染拡大予防策

- ・ハンドドライヤーは止め、ペーパータオルを設置する。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう、表示する。
- ・唾液等が付着するゴミは、ビニール袋に入れて密閉した上でゴミ袋に入れる。
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手洗いをを行う。
- ・ユニフォームはこまめに洗濯する。

3. 独自の感染予防対策

- ・(上記の基本的予防策以外に必要な対策を記載願います)

附属資料4

相談・受診フロー

